

那珂市議会 議会運営委員会会記録

開催日時 令和8年7月16日（木）午前10時

開催場所 那珂市議会第2委員会室

出席委員 委員長 君嶋 寿男 副委員長 小宅 清史

委員 寺門 勲 委員 富山 豪

委員 萩谷 俊行 委員 遠藤 実

欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長 大和田和男 副議長 小池 正夫

事務局長 横山 明子 次長 海野 直人

次長補佐 岡本奈織美

会議事件説明のため出席した者の職氏名

議員 鈴木 明子

会議に付した事件

（１）ハラスメントの申し入れについて

…内容等について協議

（２）その他

議事の経過（出席者の発言は以下のとおり）

開会（午前9時57分）

委員長 皆さん、おはようございます。

大変暑い中、議会運営委員会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、ハラスメントについての申し入れということで、皆さんの慎重なご審議をお願いいたします。

これから間もなく梅雨も明けてきて、この梅雨が明ければもっと猛暑、酷暑となってくるかと思います。健康管理には十分注意をされて、ますます皆さんの議会活動を励んでいただければと思います。

それでは、本日はよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は6名であります。

これより議会運営委員会を開会いたします。

職務のため、議長、副議長及び議会事務局職員が出席をしております。

ここで、大和田議長にご挨拶をお願いいたします。

議長 改めまして、おはようございます。

本日は、閉会中の議会運営委員会にご参集賜りまして、誠にありがとうございます。

今回は、ハラスメントに関する申し入れについてということでございますが、一昨年、

ハラスメント防止条例をつくって、運用という面で様々ちょっといろいろ出てきたというところで、今回議運の中でいろいろとご協議いただいて、引き続き議会の再発防止に努めていただくことをお願い申し上げまして、簡単でございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

では、早速、議題に入らせていただきます。

まず、概要等について、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、私のほうから内容を時系列的にまとめたものがございますので、ご説明をさせていただきます。

本日の資料といたしまして、ハラスメントに関する申入れ書についてということで、発生からの経過のもの、ペーパー1枚と実際に鈴木議員のほうからの申入れ書が2ページになっております。

それと、今回の件に関しての経緯を簡単にご説明させていただきます。

鈴木議員からの申入れの経緯と対応ということで、まず、ハラスメントの発生になりますが、今年の6月定例会の一般質問、6月4日の鈴木議員の一般質問なんですけれども、鈴木議員が登壇する際に、「なんだ？あれ眼鏡？老眼か？」とのヤジがありました。

翌5日に鈴木議員からハラスメント発言に関する相談があり、申入書を議会に提出したいとの意向を議長と事務局長で聞き取りました。その後、8日に申入書の提出があり、受理いたしました。

今回の申し入れについての対応ですが、6月11日に、議長が該当の議員宅に出向いて、本人に注意を行いました。18日に鈴木議員から電話で再度の相談があり、明日定例会が閉会するが、要望していた「議会全体への注意喚起」が実行されておらず、本人もこの問題を正しく理解してくれているのか疑問に感じているとのことでした。19日の本会議最終日に議長室にて正副議長との打ち合わせを行い、鈴木議員から現在の心境を聴くとともに、今後の対応を検討いたしました。その中で、今回の問題点は、那珂市ハラスメント防止条例において、実際にハラスメントが起きた場合の具体的な対応について詳細が示されていない点にあるため、議会運営委員会で今回のハラスメントの検証を行い、条例を補完する要綱等の作成について検討していくことといたしました。

私からの説明は以上です。

委員長 ありがとうございます。

後で見ていただきたいのは、鹿嶋市議会のハラスメント防止条例、3つ、こちらに挙げていただいておりますので、これを皆さんで見ていただいて、検討する中の参考にしていただければと思います。

では、続きまして、本日、鈴木議員の今回の申入れの経緯等も伺っていますので、入室をお願いいたします。

休憩（午前10時04分）

（鈴木議員入室）

再開（午前10時04分）

委員長 再開いたします。

鈴木議員が入室しましたので、説明を求めます。

議場におけるハラスメント発生に関する申入れ書ということで、鈴木議員のほうから出ていますよね。それをちょっと読み上げていただいて。どうしますか、そのほうがいいですか。それとも説明してもらったほうがよろしいんですか。

では、鈴木議員から説明でお願いいたします。

鈴木議員 事実を説明するというのは、したほうがよろしいのですか、こちら。あったことを……

委員長 今、事務局からは、一応経緯と対応ということで説明があったんですけれども、そのほかのことを鈴木議員から何か伝えたいことがあればお願いしたいと思います。

鈴木議員 実際に皆さん、こちらで承知いただいたかと思うんですけれども、私、特別、個人攻撃をしたいということではなくて、本当に議場だったり議会が安全で、どのような方が来てもフェアであるということの環境をつくりたいという思いの一心で、こういった申入れをさせていただいたということをぜひ皆さんに知っていただければと思っております。

事務局長 今回了解いただいて、こちらの申入れ書についての経緯と申入れ書こちらを配布しているんですけれども、私から経緯などはお話ししたんですけれども、申入れ書の具体的な中身というか、そちらに関しては鈴木議員のほうからご説明いただいたほうがいかなと思ひまして。

鈴木議員 読んだほうが良いということで……

委員長 そうなるんですよ、結局。

議長 今のところが一番の要約というか。

委員長 ですから、もう一度すみません、これを読み上げてもらって。

鈴木議員 こちらは6月8日に提出させていただいた申入れ書になります。

事実関係といたしまして、令和8年6月4日に開催された第2回那珂市議会定例会本会議において、私、鈴木明子が一般質問を行うべく登壇し、議場及び傍聴席に一礼した直後に、該当者から、「何だあれ、眼鏡、老眼か」とのやじがありました。

2、問題の性質。

上記発言は、眼鏡着用という外見及び年齢に関連する身体的特性をやゆするものであり、議員個人の人格を傷つける侮辱的な言動と受け止めざるを得ないものです。また、政策論争とは無関係に、年齢に基づく差別的、侮辱的な意味合いを含んでおり、政治分野におけるハラスメント防止の観点からも看過することができない行為と考えます。

さらに、このような発言は、女性を含む多様な人材が安心して議会活動に参画し、意見を述べることを困難にするものであり、女性活躍や多様性の尊重を掲げる社会の流れにも反するものです。

議会が安全でフェアな環境の下で、自由円滑な議論を行う場であり続けるためにも、本件を個人間の問題として矮小化するのではなく、議会全体の問題として捉える必要があると考えます。

要望事項。

以上を踏まえ、下記の点について議長として適切なお対応を賜りたく、申入れいたします。

1、当該議員に対する注意、指導及び謝罪。

当該発言が議員間の信頼関係や議場の品位を損ない、議会への信頼を低下させるものであることについて、議長から当該議員に対し厳重な注意及び指導を行っていただきたく存じます。併せて、本会議の場において、議員各位の前で当該議員本人から謝罪の機会を設けていただきますよう要望いたします。

2、議会全体への注意喚起。

本件を踏まえ、議会におけるやじや発言が無意識のうちに年齢、性別、外見などを理由としたハラスメントとなり得ることについて、議長から議員各位に対し、注意喚起を行っていただきたく存じます。これにより議会内のコミュニケーションを見直し、互いの人格を尊重する文化を一層育んでいく契機としていただきたく考えます。

3、再発防止に向けた取組。

那珂市議会として、議員間のハラスメント防止に関するルール、指針などの整備並びに議員を対象としたハラスメント防止研修の実施、相談体制の明確化などの取組を進めていただきたく存じます。これらの取組は、多様な人材が安心して議会活動に参加し、その能力を十分に発揮できる環境づくりに資するものと考えます。

以上、議長としてのご配慮と適切なお対応を要望いたします。

以上です。

委員長 詳しく内容を説明いただきました。ありがとうございました。

では、何か聞きたい点、質問等がありましたら、皆さんお願いいたします。

何か確認したいことがありますか。

萩谷委員 ちょっといいですか。お聞きしたいんですけれども、これはあくまで議場ということですね。例えば同じ言葉として言われた場合、議場以外で言われた場合はどうなんですか。

鈴木議員 同じことがあった場合でも、同じようにハラスメントと受け取ると思います。

萩谷委員 議場以外でも。

鈴木議員 私は、ですけれども。

副委員長 6月8日に申入れを議長にされて、議長がどう対応をしてくださったんですか。

鈴木議員 それは議長に。

副委員長 議長はそれに何と言ってくれましたか。

鈴木議員 申入れをしたときにはお話はしておりません。6月4日のときにその旨をお話をしたいということでお伝えさせていただいたというふうに記憶しております。

休憩（午前10時12分）

（鈴木議員退室）

再開（午前10時12分）

委員長 再開いたします。

今回、鈴木議員からハラスメントの申入れがございましたが、那珂市ハラスメント防止条例において、実際にハラスメントをした場合の具体的な対応についての詳細が示されていないために、改めて議会運営委員会において条例を補完する要綱等の作成が必要と感じましたが、皆さんのご意見をお願いいたします。

今、鈴木議員からも話があったんですけれども、ハラスメントをこの議会としてどう対応するかということについては、ハラスメント条例はできてはいるんですけれども、その内容等については議運で実際、それに対応するということ書いてないんですね。条例の中には、ちょっと私が直接確認させていただいた中でも、条例の第4条からについては、ハラスメントに対する相談等の円滑かつ公正な解決を図るため、議長は、ハラスメントの相談窓口を設置するものとするというのが第4条で上がっていますけれども、その相談窓口を設置するといっても、その相談窓口をどのようにつくるかというのもまだ決まっていない状態ですので、先ほどもお話をしたように、この議運では、条例等のルールづくりをもっと細かくつくっていきたいとは思っています。

ですから、今回については、条例に議長がということになっていますので、議長からの注意等でお願ひできれば私はよろしいかと思います。今後ルールづくりについては時間をかけていろいろ、今回、鹿嶋市議会でもこの例を挙げてくれましたので、参考にしながら、いろんなほかの議会も参考にし、先進地を入れながら、もう一度このハラスメント防止条例を細かくしたものを作成していったらよろしいかと私は思っているんですけれども、あとは皆さんのご意見をいただきたいと思います。

寺門委員 私もいろいろちょっと調べてみたんですけれども、できればこういった流れというんですか、もしこういうのがあれば、こういうふうになっていくとか、流れの図とか、こういったものもあればいいなと思って、そういった流れというか。そういうのがあってもいいんじゃないかなと今思ったんですけれども。

委員長 条例の中にね。

寺門委員 そうですね。もし可能であれば。

委員長 ありがとうございます。

富山委員　こんなに早くこの条例、まだ不備が残った状態で使うなんていうのはちょっと思わなかったことなんですけれども、ただ、今の現状の中で、これ「議長は」となっちゃっているから、この中で対応するしかないのかなとは思いますが。これ以上のことはできないと思いますので。だから、これで一番できる最大のことで、お互いの話をよく聞いて、議長もやっぱり不安であるのであれば、顧問弁護士もおりますので、相談して対応したほうがいいんじゃないかな。双方の意見を聞くと、多分いろんなずれがあると思うから。

議長　先ほどの副委員長の問題と今の富山委員の問題も受けて、ちょっと補足の説明がありまして、今回の件についてなんですけれども、6月8日にこの申入れを受理しました。この間の時期というところも、私、専門の社労士とかに相談をしたりしながら、あとこの時間の流れの中で、申入れの内容が外部に伝わっているような感じもあったので、この申入れがあったことについて知っている人がいるというような感じだったんですね。

副委員長　申入れがあったことを。

議長　そうそう。漏れちゃっているというのもあったりして、そっちの外部にちょっと知られちゃっているところもあって、それってじゃどうなの、そんなのもあまりよろしくないじゃないですか、広まってしまうのって。だから、ちょっと行って事実確認をしなきゃならないと、事実確認をまずは行ったわけです。そうしたら、言ったのは事実だと。だけれども、言葉を発したのは事実だということなんですけれども、そういうのはよくないんですよと、話の流れの中でなるじゃないですか。それが今回の助言とか注意に当たるのかというと、助言はしたし、注意は、よくないですよと本人には伝えたというところなんですけれども。そういった中で、何か外部にやっぱり相談したんですけれども、ハラスメントに当たるだろうけれども、相手に対する罰みたいな、罰というみたいなものが過度なものにしても、これはあまりよろしくないということも……。難しい、とにかく私も難しいんだなというのは実際に思っていて、先ほど言った広まってしまったということも、逆に加害者だったのに、今度はみんなでいじめちゃうこともできるじゃないですか。そういうことも、先の先のことを考えると、変わっちゃうよというのもあって、非常に何か難しい、これはというのが実際のところをしながら、18日の全協の日か。全協の日までに、何かこう鈴木議員が、何もしてくれないのかという感じだったので、そういうわけではなくて、非常にこの条例の不備もやっぱり露呈してきたなということもあったので。今日、逆に議運に非常にプライバシーのところも含めて、配慮して、議運にかけているという状況だと思っていただけるといいのかなと。

なので、今回の件を検証しながら、次回あってはいけないんですけれども、その細則ですとか流れ、議長がということも、第三者に依頼というかね、社労士とか弁護士に聞いても、ケース・バイ・ケースです。非常に難しいということも含めると、何か議運で条例の先にあるものを整備していただきたいなど、私も本当に思った今回ののですが、

これでどう、今回の也多分、鈴木議員に報告できていないんです、だから。多分、鈴木議員聞かれて……、先ほど小宅副委員長が議長が何か言ってくれたというのも、まだ報告ができていない状況でもあります。

委員長 議長からも条例についていろいろお話がありましたけれども、私からもちょっと言わせていただくと、この条例の不備が出てきたと言っていますけれども、これを最初につくった議運の委員長は、議長が最初につくって、条例をもっと深く決めていこうよというときに、先に条例をつくろうと言ってきたので、内容等も不備が出ているのはもう分かっていると思うんですよね。だから、やはり先ほどから私も言っているように、この議運でいろんなルールづくりをまずつくっていかないと、これからのハラスメントについていろんなことが出てきたときの対応が出来づらい、対応ができなくなるんじゃないかなということを私は感じているので、これを、そのルールづくりをきちんとつくっていきたい、そこが大事だと思うんです。

やはりまず議員についての対応については、きちんと議長のほうで対応していただければと私は思います。ちょっと鈴木議員からもう一度話がしたいということなんで、入室をお願いします。

(鈴木明子議員入室)

鈴木議員 すみません、もう一度来させていただいてしまったんですけれども、先ほどちょっと文面を読んでいて思い出してしまって、小宅副委員長の質問にもうまく答えられなくて、それでもやっぱりお伝えしていくことが環境の改善にもつながると思っているので、お伝えさせていただきます。

まず、この申入れ書を出したいというふうに申し上げさせていただいて、議長と局長にお話をさせていただいて、受け止めていただきました。これはよくないことなのではないかなということで受け止めていただきましたけれども、一つ気になったところが、これぐらいだったらなという言葉に対して、なかなかうまく伝わっていないのではないかなというふうに自分の中で受け取ってしまいまして、議長からしたらそんなことはなかったのかもしれないんだけど、やっぱりそういうふうに受け取ってしまった自分がいたので、最初は謝罪とかということですか、議会全体への注意喚起とかという言葉は入れずに、該当議員ご本人にお伝えできれば、こういったことはハラスメントになることもあるということを認識いただければ、私はそれでいいかなという思いがありましたけれども、やはりなかなか伝わりづらいことなのではないかということを考えまして、それは発言された方だけではなくて、あとは、この言葉だけではなくて、いろんなことがそういった人を傷つけたりとか、そういったことになるということを議員全員で、私も含めて知ることが必要なのではないかという思いがあり、こういった申入れ書にさせていただきました。

その後、私の中でちょっと認識が間違っていたかもしれないんですけれども、議会内で

起こったこと、定例会内で起こったことは、定例会内で行う議論、行うということが前提だというふうに思っていたので、閉会の日にお話ということをお聞きして、全員協議会のときにもこういったお話がなかったということで、ちょっと自分の中で不安になって、このまま終わりになってしまうのではないかという不安があり、再度申入れ書を出したいという旨を電話で局長にお伝えいたしまして、定例会閉会の朝に議長とも面談させていただきまして、そのときに、最初の対応がなかなかうまくできなかったからというような形で謝罪もいただきました。ただ、その間に該当議員にもお話をさせていただいたという旨もお話しいただきました。

その点で、再度の申入れはしないと、議長のほうからも、議会として、定例会外でももっと時間をかけて、今後も含めてやっていかなければいけないというお話をいただいたので、それはもう全部、全てお任せしますということで、この申入れにとどめさせていただいたんですけれども、ただ、そのときに、その後、議長からは、本当にそういった意味ではないと、私を傷つける意味とかではなくてということで、今後のことをちょっと一緒に考えてもらいということも含めてのお話の中で、今いろんな方々がこの話を知っているということをお聞きしまして、ただ、私が言われたとしてもどのように対応しているのかというのにちょっと疑問を感じておりまして、ただ、その後に、そういったつもりではなくてということで、一緒に考えていただきたいという旨をいただいたので、ちょっと認識のずれがあったというのも事実になりまして、今の状況になっているということです。すみません、言葉がうまくないんですけれども。

ちょっとこのことを申し上げておきたいと思ひまして、すみません、議論の最中に申し訳ございませんでした。ありがとうございます。

(鈴木明子議員退室)

副委員長 先ほども議長からも鈴木議員からもありましたけれども、いろんな人が知っていて、本人が加害者のほうがみんなに言っていると私は思っていますよ。私も何回も聞いていますし、私は最初、現場では該当議員の発言というのは聞こえてなかったの、聞いていなかったんですけれども、その後、全協の始まりとかに、該当議員が自分で、ハラスメントって言われちゃったという話を自分からされていたので、それはみんな知ることになりますよ。鈴木議員が悪いわけでも何でもないと思います、それに関してはね。だから、それで本人が言って広まった話なので、別にそれに対して蓋をする必要もないんじゃないのと私は思うんですけれども、議長はどうしてそこに気を遣うのか、ちょっと教えていただければと思うんです。

議長 それでいうと、正直、時系列の話をしますと、8日に受理して、受理した書面を出したというのを何か多数の方が知っていて、それよりは先に事実確認しないかというのがあって、外部に話があまり漏れるのってよくないというのを第三者の社労士とか、そういう話を聞いていたら、そうしたら今度、全協に来たら、全協のときに、本人が言ってい

るということになったから、だから、それはもう話は別になって、逆に今日の議運が開けた、プライバシーにそれなりに注意をしなきゃならないなというのもあるので、全協を迎えるまでは、やっぱり難しいなと思ったんだけど、全協を迎えたら、そこに小宅副委員長のいうようなこともあったので、それだったらという、まあまあということですよ。

副委員長　それで、先ほど委員長のほうからありましたように、これから条例のほうを補完していかなきゃいけない、それはそのとおりだと思うんですけども、じゃこの問題はどうやっていくか、収めるのかということなんですけれども、刑罰不遯及の原則みたいなものがあるんで、今あるものでやらなきゃいけないです。今ある条例でいくと、議長が事実調査、確認を行う。議長が審査会を必要がある場合は設置する。必要と認めるときは、外部の有識者から意見を聴取することができる。ハラスメント議員に対して指導、助言、注意などを講じるって、全部議長がやることなんです。だから、それは議長がお決めになれば、今回の件はですね。今後の条例に関しては議運で話をしていきますけれども、今回のこれに関しては議長がお決めになるというのが今の原則だと思うんです。

なので、今日せっかく来ていただいたんですけども、私たちがこれに対してどうするということとは言えないです。ただ、議長が議運の人たちにどうするのがいいかなど諮問されるんだったら、それには応えられると思うんですけども、最終的には議長が決めることで、議運で決まったからこうですよとはならないというところだと思うんです。

寺門委員　私も今回、小宅副委員長と同じで、条例がありますのでそれに沿って議長が肅々と対応するべきだと思っています。

ただ1点ちょっと気になったのが、この相談窓口というのは、例えば今回のケースだったらのタイミングで、例えば設置する場合って、相談窓口って設置するのかなとちょっと思ったんですけども、どうなんですか。いいですか、この場で聞いちゃっても。

遠藤委員　すみません、横から。

この条例の立てつけでいうと、相談窓口を設置するものとするというのは、これは常時ですよ。常時設置してやるという考え方になります。だから、6月5日に聞き取ったり、8日に受理したりというのは、これはハラスメント相談窓口の機能として議長は動いている、受けているという観点だと思いますね。だから、これはもう常時設置されているものだと思はれます。僕もみなすことができると思っていて、あと、これ僕は、ハラスメント条例についていろいろ話し合ったときにも私も言ったんですが、この立てつけは、議長がかなり負担大きくなっているよと、これでいいのって言ったことあるんですよ。議長、大変だよって、木野議長に向かって言ったことがあるんですけども、当時のね。議長大変なんですよ。ただね、正直いうと、議長でも実はあまり何もできなくて、実質は。この5条2項にハラスメント審査会を設置するとあるけれども、これがね、別に定めると

ころによりだから、これをまさしく施行規則なり規定なりがないと設置できないんです、今は。定まっていないから。だから、これは例えばハラスメント審査会を設置したいのであれば、早急に別で細則を決めて設置するなり、議長の判断で設置するということであって、今の現状ではハラスメント審査会は設置できません。

あとは、例えば5条の第1項についての調査、確認もやっている。3項は、議長の判断で意見聴取することができるとか、4条は指導、助言、措置を講じるものとするとかあるけれども、これは当事者の解決の方法を明示しているものではないんですよ。何もできないですね。いわゆる調査したり聞き取ったりはできる。実際は細かい調査を議会としてするための審査会を設置する条文はあるけれども、これは今のところ設置できないから、正直いうと、当事者間でやってもらうしかないのが今の条例の在り方だと思っています。今、議長はやれることはおそらく結構やっているんだが、あとはやっぱり当事者間になっちゃうので、これを議会としてどう関与するか、あるいは関与する権限があるかということ非常に難しいことになると思うんだよね。

ただ、あと、鈴木議員がおっしゃっている本会議の場において謝罪の機会を設ける要望というのは、ここまでの逆に該当議員に言える権限があるかどうかということでもあると思いますね。これは本人の気持ちだから、これ自体はこうなんだというのは受け止めるとしても、じゃこれに基づいて、該当議員に謝罪してくださいと言えるんですかという、この条例で。そこらはちょっと、那珂市議会としてこの条例を設置はもうしているので、この条例に基づいてどこまでできるかぐらいの議論はこの議運でしてもいいのかなという感じはしますけれども。

副委員長 仮にもハラスメント条例があって、議長がというところでここまでいっているの、議長が仲裁するしかないとは思っているんです。先ほど遠藤委員がお互い同士でと言いましたけれども、やっぱり議場で起きていることなんで、場外で起きているわけじゃないので、議長が仲裁しないわけにはいかない案件だと思っています。

だから、2人の落としどころ、これを2人とも突っ張っちゃったら当然まとまらないわけですから、2人の落としどころを探るのは、議長しか現状できないと思うんですよ。

富山委員 そのとおりで、そこに、自分の判断だけでは、これ法律問題も絡んでくるんで、どこまでどういう落としどころがあるなんていうのは、多分、議長も見つけられない部分があると思うんで、やっぱり専門的分野に一度相談して、今までの事例、今までこんなことがあって、これはハラスメントに当たるとか当たらない、こんなの軽度だとか、これは謝罪だけで済むとか、謝罪っていうか。そういうのをちょっと参考にしてやった…

議長 それもやっぱり相談したんだけど、結局できるのは、条例に基づいた……（聴取不能）……

副委員長 いいですか、議長は注意をしたとおっしゃいますけれども、該当議員宅にいて、

本人に注意というのはおかしいですよ、これは。

議長 先ほど言ったけれども、事実調査のためにちょっとスピードを要する、該当議員が来る機会の前にと考えて、事実調査の中で、事実調査をしたもんだから、その話の中でこうなっちゃったからというのも私も分かってはおりますので。

副委員長 なので、提案なんですけれども、該当議員をちゃんと議長室に呼んで、議長、副議長、局長といるところで注意をちゃんとして、その上で鈴木議員にここまでやったけれども、これでどうかなというような、やる前にそういうふうにするけれどもどうかなという伺いを立てる形で収めるという形に今回はしないと、まとまらなくなっちゃうと思うんで。

委員長 ほかに何かありますか。

ちょっとまとめさせていただきますけれども、やはり今回の問題については、議長から議長室に呼んで、正副議長、事務局を入れての注意ということが一番、これが今の条例に合ったやり方かなというふうに思います。やはり私もちょっとそういう専門の方に聞いて確認したらそういう話で、この条例に従って、今回は進めるべきじゃないかと。

今後については、やはり先ほど来、話が出ているように、いろんな面で皆さんの意見を聞きながら条例の中に詳しく入れていきたいと、そういう考えで進めていきたいと思っております。ですから、今後の要綱等の案についても、いろいろ共有した中で、また皆さんに報告をお示ししていきたいと思いますが、そういう形でよろしいですか。

副委員長 それで、私、さっき鈴木議員の話を聞いていて、鈴木議員が一番求めていることというのは、今後、誰もが安心して議会で発言なり活動ができるような環境をつくりたいという意味で、今回、勇気を出してそういうことをしたんだと思うんです。なので、やっぱりそこが鈴木議員にとって一番大事なところだと思うんですよ、形よりも。だから、そういうことが今後ちゃんと守られるような環境をつくるよということも併せて議長からは伝えていただきたいというふうに思います。

委員長 そこは議長、よろしくお願いします。

それで、議運としては、そういう環境づくりをしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、皆さんでいろんな案を出していただきながらまとめていきたいと思えます。

それでは、次回までに案を作成したいと思いますけれども、日程等については改めて皆さんにご連絡をさせていただきます。8月予定ではやりたいと思いますが、もっと時間をかけたいとなれば、時間をかけてやっていきたいと思えますので、その辺は皆さん、ご意見をいただければ、それに合わせていきたいと思えますので、よろしくお願いします。

そういう形でよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 ありがとうございます。

では、続きまして、その他、委員の皆さんから何かございませんか。

遠藤委員 このハラスメントではないんですが、先ほど鈴木議員が言っていたように、定例会で起きたことは定例会のうちでということも、そういう考えに近いと思いますが、この間の臨時会です。臨時会でちょっと、臨時会での特別委員会での質疑のときにあれと思ったことがあったもんですから、冷めないうちに申入れしたいなと思います。

6月29日の月曜日、臨時会の初日に全員協議会がありました。この全員協議会であったことは何かということのを思い返していただきたいんですが、ある議員から、しかも複数の議員から、今回の条例制定請求代表者の一人が遠藤議員の妹だということで、おかしいんじゃないかと平たく言うよね。そういう申入れだったわけですよ。何がおかしいんだろう、分からない、私は。だから、申入れ代表者はどなたなんですかと聞いても、どなたも名のり出ない。じゃ賛同者もいるはずですよ、どなたですかと聞いても名のり出ない。それもちょうとどうかと私はずっと思っておりますが、そもそも疑義があるとか、兄妹だから公平性、透明性が担保できないという申入れでした。

私は全く意味が分からなかったんで、その意図を聞きたかったわけですよ、申入れをした議員から直接。誰も名のり出ないから、一応、私のほうでも話をしました。それについて質疑もありましたけれども、結局、最終的にそれに関しては、私も結構強い口調で言いました。妹だろうが、2親等関係ないだろうと、別人格だろうと。1親等だろうが親子で首長、議員をやっているところもあるぐらいだから、関係ないじゃないかと。だから、那珂市議会としては、請求代表者が妹で審議する議員が兄であろうが、全く関係ない、疑義のない、透明性も公立性も確保されているということで、いいですねって私、皆さんに諮りましたよ。何も答えがないので、那珂市議会として、それは何ら問題ないというふうなことを29日の全協は確認できたと私は思っていました。思っていましたよ、全員で。

ところが、あの特別委員会の質疑で、代表者、妹のようだけれども、それはどういうことですかみたいな発言が鈴木議員からあったわけですよ。私あれを聞いたときに、ということだと逆に言葉を言っちゃいましたけれども、何のための29日の全員協議会への申入れであり、あの決定であったんですかと問いたいです。

あれは、29日の全協は確かに公開の場ではあるけれども、一般市民なんか、傍聴はあのかのとき一人もいなかったし、分からないですね。特別委員会では傍聴者もいました。市民がいることを分かっている、あのかのときの発言だったと私は思っています。

なので、議会全体で決めたこと、特に問題ない、まさしく内容で審議しようというね、中身重視の特別委員会をするはずだったのに、なぜ鈴木議員はああいう質疑をしたのか、まず聞きたい。これは議会全体のルールをある意味、破ったと私は思っている。全員で審議した、それが、だけれども、29日の全員協議会のあの時間の意味は何ですか、何だ

ったんですか、何を確認したんですかと聞きたいです。何で破ったのかを聞きたい。またさらに、あんな質問をしたことによって、何が得られたんですか、ということも聞きたいです。

それは非常にルール違反だと私は思っているのですが、どこかで取り上げたいと思っていたけれども、臨時会の中ではなかなかできなかったのも、その直後の今日、議運なので、その他という項目があるので、それを私のほうからは言わせていただきたいと思います。これは個人の議員としてそうと思いますが、これはどっちかというと那珂市議会のルールを1人の議員が破ったということに対して、鈴木議員が那珂市議会に対してどういう申し開きをするかを聞きたいです。これは僕だけの問題じゃないです。鈴木議員以外の17名に対して、全員であるときは問題ないとしたのを何で残り17名が合意した内容を破ったのかを聞きたいです。

あと、傍聴者の中からもそういう声がちょっと後で、やっぱり数名から入ったけれども、妹、関係ないって。何の審議に関係あるんだ、あの鈴木明子は何を聞いているんだという、二、三名からも言われたりもしたんで、そうなんです。だから、それが後々、市民からそういう疑義があるかしらんからという思いの議員もいらっしやったんで、あえて時間を取って私は話をさせていただいて、いろんな議論はしたけれども、特に問題ないと決めたばかりだったんです。私自身は申し開きをせざるを得ない。これはちょっと非常に運営上、問題があると思っていますので、ちょっと鈴木議員に話を聞きたいと思っています、全協で。一応これは申入れです。

委員長 この間の臨時会の特別委員会での出来事ということです。確認をさせていただきます。

その中で鈴木議員の言った発言について、直接、鈴木議員から意図を聞きたいということ。遠藤議員から発言がありましたが、皆さんの意見をちょっとお聞きしたいと思います。

副議長 特別委員会で委員長をやっておりましたけれども、この間の鈴木議員の発言に対して、それは全協でお話を聞きたいということなんですか。全協の場で。

遠藤委員 そうです。

副議長 全協の場で。例えばこの間の全協のときに遠藤委員がお話し申し上げましたよね。兄妹なんじゃないかという質問が全協で出ましたよね。そのときにお話ししましたけれども、その後、鈴木議員がこの間、妹ですとか兄妹ですかとあのとき発言しましたね。それに今度、鈴木議員が言ったことに対してどういうつもりで言ったんだと。全協でその話は終わっててと、それを、全協という8月3日に聞きたいとおっしゃるんですか。なるほど。

副委員長 すみません、遠藤委員に全協のときにその旨を申入れですね。それを話してほしいという話があって、その後、鈴木議員が聞いたことはルール違反だと遠藤委員は今おっしゃっているんですけれども、ルールというのはどのところに抵触するといふうにお考

えのルール違反でしょうか。

遠藤委員 ルール違反というのは一般用語として使いました。別にどこの規則の第何条ということじゃありません。6月29日の全協で、僕らが兄妹だからといって、何ら議会として問題ないで決まりましたよね。決まりましたよ、これ議事録見てもらってもいいと思いますね。これに決まったのに、何であえて、これ例えばね、市民から、いや、兄妹だから何かそれでやっているんじゃないかと言われたときには、あの29日の全協のことをもって、いや、ちゃんと議会でも議論しました、可能性もあるかもしれないけれども、それを議論しました。それは問題ないと決まりましたと、市民から言われても大丈夫なぐらいに那珂市議会としてですよ、あのときは僕もそうかもしれないけれども、僕だけじゃない、那珂市議会として疑義を持たれるかもしれないからという観点があったじゃないですか。那珂市議会として疑義を持たれるかもしれないから、那珂市議会として疑義がないよという議論の下に決定をしたわけですよ、那珂市議会としてね。

それを自ら自分で、ルールというんではルールじゃないかもしれないが、道義的にそれを破って自分で発言してしまっている。議会全員で決めて不問にしたことを自分で発言してしまっている。それはどういうつもりなのかなということです。

副委員長 遠藤委員は一番ご存じだと思うんですけども、議員の発言って縛れないと思うんですよ、これ言っちゃいけない。例えばそれがハラスメントに抵触するとか、倫理上それは問題な発言だということであれば、どうなっているんだとなるかもしれないんですけども、全協で全員の前で何であんな発言したんだというものは、ちょっと僕は何ていうんですかね、動機が薄いかなと思うんですよ。

遠藤委員 じゃ何を、6月29日に決まったことは何だったんですか、小宅副委員長。

副委員長 いや、だからそれはそれで、僕も確かに鈴木議員の発言はびっくりしましたよ、聞くんだと思いましたけれども、ただ、請求者のほうに対して聞きたいということに対しては、議員なりの考えがあったのでしょうかから、それに対して縛ることはできないんじゃないかなというのが僕の考えです。

遠藤委員 だから、6月29日は何が決まったんですかと聞いているんです。

副委員長 請求者にそのことは聞きませんという話はしていないと思うんですね。違いますかね、皆さん。

委員長 ぜひ皆さん、いろいろ言ってください、考えは言っていただければ。

富山委員 要は遠藤委員には確認したけれども、妹にも確認したかったのかな、私は鈴木議員の考えなので分からないですけども、私も副委員長と同じように、質問しちゃうんだ、ここでという感覚が強かったです、びっくりしましたけど妹にも確認するんだなという認識が、それ以上に突っ込んで遠藤委員の妹との関係だからさらに疑義が生じるとかということは言っていないと思うんですよ。だから、確認するために聞いたのかなというのが私の認識かなという。

寺門委員 ちょっとピントがずれているかもしれないですけども、鈴木議員まだいらっしゃるんですか。いらっしゃれば、ここの席じゃまずいんですか。

副委員長 いや、今じゃないほうがいいんじゃないですかね。

寺門委員 全協じゃなくて今じゃ駄目なんですか。

(複数の発言があり)

寺門委員 いや、全協じゃなくてここでもいいんじゃないですかと私は。

遠藤委員 ここで話を聞きたいわけじゃありません。

寺門委員 そうですか。

遠藤委員 ちょっとせっかくなんでもう少し言うと、そもそも請求代表者が午前中に意見陳述をして、午後の特別委員会に参考人として出席をしたんですね。参考人は質問はできないのだけれども、あの意味合いが、午前中、陳述した内容を僕らが聞くだけだったんで、その内容について、ちょっと分からないことがあるな、分からないことがあるからはっきりしてから審議に向かおうのための参考人出席であり、参考人質疑なんですよ。それはあくまでも陳述した内容に関しての質疑であるべきなんですよ。

これちょっと事務局に確認したいんですが、これ何でも聞いていいんですか、あのときって。参考人が何でも、通告されていないですよ。通告をされていない、僕らだって一般質問するときなんてめっちゃめっちゃがんじがらめに、1個たりとも通告なかったら、通告されていませんからと向こうから、執行部に言われちゃったりして。何言ってんだ、このテーマで一般質問すると言っているのに、それも聞いていませんとかって、そういうふうにやれるわけじゃないですか、通告至上主義というか。そういう中で僕らがやっているに当たって、あのときの特別委員会のありさまをちょっと思い出してくださいよ。参考人というのは初めて中に入って、ずらっと議員が全員いて、場合によっては厳しい質問も受けて、全部通告なしですよ、あれ。一市民が、僕ら議員だったらそれは言われたら、はい、はいとしゃべりますけれども、一市民がね、あんな中で、しかも1時間35分から40分、ずっと耐えて、通告なしで質問を受けていたんですよ。あれって、あのやり方自体がちょっとどうなのという声も後ろであったんですが、何でも聞かれたことは答えなきゃいけなかったんですか。事務局としては、何でも答えてくださいよということだったんですか、打合せとして。ちょっとそれはね、事務局に確認したいと思うんだよ。

事務局長 特別委員会では、委員長が午前中の意見陳述の内容についての質疑ですということを一前置した上で始めてますので、当然、それに沿った質疑応答ということになります。

遠藤委員 そうだと思うんですよ。それでいいと思うんです。意見陳述の内容に関して確認したいことがあればと、やっぱり委員長の発言もあったと思いますから、それに限定されるべきなんです、本当は。意見陳述の中で妹のことなんか全然関係ない。だから、ある意味ちょっと相当逸脱している質疑だったと、僕はそれだけでも思いますよ。だから、

やっぱり問題は問題だと僕は思いますけれども、議員で別に問題にしないんだったら構いませんが、僕は僕でそれで構いませんけれども、僕はやっぱり、6月29日の全協の決定は、意味がないねと僕は思ったので申入れをしたままで、あとは皆さんでどうするか話してください。

副委員長 私は、このことは予想していたので、参考人を呼ぶことがいいのかっていうことを全協でしたっけ、その前に言ったと思うんですね。一般市民のつるし上げになるかもしれないよと言ったんですけれども、あのとき、名前言っちゃうとあれですが、花島議員がつるし上げでいいんですよって言って、そういうふうにそっちに流れちゃったんですけれども。こうなることは僕は当初から予想していたことです。

鈴木議員に聞かなきゃ分からないということであつたらば、遠藤委員がそれに対して全協の場で聞くということは別に構わないんじゃないかなと私は思いますよ、そこに関しては。どういうつもりで言ったんですかとお聞きになることは、全然あれだと思います。ただ、それがすぐに議会のルールに違反しているぞとは言えないんじゃないかなということをお私言っているだけで。遠藤議員が全協の場で鈴木議員に聞きたいというんだつたら、それはそれで構わないんじゃないかなと私は思います。

議長 だから、非常に29日の全協は、私もね、申入れを受けて審議、採決するに当たり、遠藤委員の妹との関係というのをはっきりしたほうが、遠藤委員にとっても議会にとってもいいことだといって確認して、それで異議なしというかね、このまま特別委員会を進めていいだろうというのを受けたのは、本当に遠藤委員の言うとおりでと思いますし、そのルールを破ったと言われる……、そうね。それをしたかと言われたら、確かにそういう感覚もありますので、ちょっと29日の議事録も含めて確認して、私も申入れを受けていろいろしゃべっていたけれども、その中でどこまでの話があったかをちょっと、今じゃなくて後でちょっと確認して後でね、ちょっと見てさ。それを見て、やはりそんな中で、多分、この間の特別委員会の粗原稿ぐらいはあるでしょう、出てくるでしょう。ちょっと見たいなというのがあるんだけれども、でも、それも含めてちょっと、そうね、それで今日、そのつるし上げという話もそうなんだけれども。

委員長 今、議長からも、住民投票に関しても特別委員会設置をして、審議するということで始まった中で、ルールって言ったら変ですけども、やはりさっき遠藤委員が言ったように、29日の全協でその確認はした。やはりそこはちゃんと守るところは守っていたきたいというのは確かにあるんで、そこについては、やはり議長から鈴木議員に対して厳重な注意をしてもらいたいというのものもあるし、もう一度、特別委員会の中身、内容を掘り起こして、そういう特別委員会を設置した場合にも、ルールについては申し訳ないですけども、いろいろ細かく決めていくのもあるのかなというか、ある程度、チェックしていくのも大事なかなというのを感じたんですけれども。今の議会では、やはり皆さん、若い方とか新人の方も入っていますので、いろいろ協議をして活発にやっている

んですけれども、そこでちょっと外れた場合とかいうときに、委員長なり議長に注意していただければなというのを感じます。

特に先ほど鈴木議員において、私も正直、ここで聞くのというのは感じたことは確かです。やはりそこで私らがそれはちょっと違うんじゃないのとか注意すべきだったかもしれないというのも反省はしています。

富山委員 さっきのハラスメントもそうなんですけれども、今回の道義的ルールも、やっぱりおのおのみんな違うんですよ、さじ加減が。そうすると、やっぱり議長が、そこは判断して、これはおかしいなと思った場合には、議長なんですから、そこは、呼んでこれはおかしいよ、それはちょっとやり過ぎだよという場合には注意しても私はいいと思っていて、18人いたらみんなさじ加減違うから、これ聞いていたらまとまらないから、道義的ルール、ちゃんとそこは守ってもらいたいという人、あれはいいだろう、でも、それは駄目だという人は必ずいますし、これがハラスメント、いや、それはハラスメントじゃないよという人いますから。それは議長がやっぱり、これ強い権限を持っているんですから、強い思いで、議長の考えでやっていただいたほうがありがたいかなと思います。

議長 それでは、今回の件、そう言っていただければね、やっぱり29日、あそこまで、たどり着くまでも含めてですけどもね、申入れもあって。それで皆さんで協議した内容がある。そういった中で、やっぱりあの発言はちょっと、29日の審議は何だったんだと、私は本当に思いますので。それを、ただ、怒ればいいのかというの、注意すればいいのかというの私はちょっとどうかなと思う感じがします。ただ、聞いてもいないのでね、鈴木議員の話も聞いてもいないので、接触しながら議長注意にするのか、全協にかけるのかは私に預らせていただきたいと思うんですけれども、駄目ですかね、それでは。

遠藤委員 最後にね。あえてやっぱり全協に持っていきたいと思うんだが、ただ、僕は何回も見直しをしているんだけど、6月29日のときって何だかんだ、僕のほうからね、疑義がないだろうと、公平性も担保できるだろうと、透明性できるだろうと言って、その話をして、大体もう僕がそんな議員だと思いますかって、これだけ市政報告会やっていて、妹からぼんと言われたからどうのこうのって、そういう議員だと思いますかという話をしながら、私は私でちゃんと審議しますよという話をして、その後、議長が、その言葉をみんな聞きたかったんだと思う。だから、そういうふうにするんだから、皆さんそれでいいですかと、どうなんですか、それで僕も話をしたときに、鈴木議員がまさか自ら手を挙げてね、議長のおっしゃっていることが全てですと鈴木議員も言っているんですよ。だから、鈴木議員も議長のおっしゃるとおりだと言っていたから、あのとき。だから、俺に賛同していただいたと僕は思っていたのに、それでああだったから余計なんですよ。皆さんもこれ今でもまだ見れるのかな、動画。もう見られないかな。後で皆さん、見てください。鈴木議員も最後そう言っていたんですから。それなのに、そ

れを言ったあなたがって、そういう思いもあるんですよ。それはやっぱり、議員は自分の言葉に責任持たないといけませんから、それはそういう言われ方をされるし、一市民からもそう言われているから、それはちゃんと全協という、公の会議になるわけで議事録も残るから、本会議までとは言いませんが、せめて全協ぐらいではきちんと自分の考えで、ああ言ったのはこういう趣旨でぐらいは、それは言っていたいて。

ただ、僕は僕で言いたいこと言いますけれども、鈴木議員は議員でね、そういうことでしたということで、全協でちゃんとそういうことができれば、あとは最後に議長から厳重注意なりしてもらえばそれでいいのかなと僕個人は思いますので。どっかで決着はつけなきゃいかんだろうという部分で、今、委員会ですべて出させていただいたところでございます。

副委員長 先ほど遠藤委員といろいろありましたけれども、別に全協で取り上げることは何度も言いますけれども、別に構わないと思うんです。ただ、議運でこれをどういう処罰にするかを決めるというのは違うんじゃないかという、そういうことなんですね。

遠藤委員 そこまでは言っていません。僕自身は全協でということで、処罰しろとは言っていない。

委員長 では、遠藤委員から話がありました8月3日の全協のときにその話をさせていただいて、鈴木議員から内容等をお聞きしたいということで。それについては、議長からの注意のみしていただければということで、ここは収めていきたいと思います。それでよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 続きまして、事務局より…。

寺門委員 一言だけちょっとすみません。

先日ちょっと気になったことがございまして、皆さんに相談に乗ってもらいたいんですけども、一般質問、この前ございまして、その中で歌を歌って、皆さん、目を閉じてくださいと言われて、指示されても、目閉じられないなみたいな、そういった場面がございまして、それでいかがなものかなと今日までちょっと……、これも言うかどうか私も大変悩んだんです、実際。そういったことで皆さん、検討していただければと思います。

委員長 分かりました。ありがとうございます。

やはり先ほどからも言ったように新人議員が今回何人も入って、一般質問の仕方というのも、本来いろいろやり方があると思うので、できれば私は一般質問の仕方、その勉強会、研修会をみんなでもう一度やるべきかなと私は思うんです。ですから、今ここで……、あとは議長に議場の中での運営ですから、ここは注意をしっかりとやってもらって、あとは一般質問の仕方についての研修会をやっていきたいと私は思っています。

寺門委員 一般質問の中で、その中身で、どうしても本当に歌わなくちゃいけない場面だった

のかなって私はちょっと思っておりまして。

委員長 それを議運でかけて、それでいいでしょう。

分かりました。皆さんの声もちっとお聞きしたいと思います。

遠藤委員 議運なんでね、やっぱりあれは駄目だよ。駄目です。もう駄目にしましょう。本当はそれぐらいの内規ぐらいつくりたいぐらいですよ。まさか、まさかね、あんなことする議員いるなんて思っていないから、我々内規に入れていませんから、歌は歌わないことなんてね。

実際に起きているので、これちょっと本当はしゃれじゃなくて、ほかの議会議員からも僕もちっと言われたことがありますよ。品位とかそういう話になっちゃうんですよ、これってどうしても。議会で起きることって、我々市民の代表のやっている会議でしようという、当然そうなんです、それだけ重い、かといって堅苦しくなくても僕はいいと思っていますが、ただ、最低限の品位はね、あれは品位ですかというのは議長、難しい。まさしくさっきのハラスメントと一緒に定義がないから難しいんだけど、やっぱりこれはちょっとね、駄目なものは駄目とどこかで一定の議運としての線引きはしても、僕はいいんじゃないかなと思うんですね。

副委員長 おっしゃることは分かります。ただ、やっぱり表現の自由なので、私そこは縛るべきではないなと思っちゃうんですね。やっぱり議員の自由な表現方法、発言というのは、議員が自ら自分たちで縛るべきではないと。もし品位というところで、議場の品位を落とすということであれば、議長の判断で止めるなり、そういった形での対応にとどめておいたほうがいいのかなと思います。

議長 私も、Bメロまでいったら止めようと思ったんです。Aメロで止まったから、止まっちゃったみたいなのがあったり、彼のことから何かをするだろうと。ですが、前議長は多分2回注意しているんですね。3回ぐらいしている、そうすると今回3回目と、こういうことになってくるのかな。注意する、注意しないはちょっと、大分声も出てきたんですが、あとちょっとあまりよくなかったのは、それをそのままSNSに歌っている部分も載っけちゃったみたいなのところも、またもう場外乱闘に、さっきの話じゃないですけども、外の人が見ているというところもあり、ちょっとうーんというのは、確かに止めることもしたくはないんですけども、少しユーモアがあることはいいんですが、それを表に出して言うことをしなければよかったなと私は思うんですけども。緩いほうだと思うので、私は。

富山委員 国会なんか見てもね、品位があるのかないのか分からないような議会ですから、いろいろなことで影響を受けちゃう部分があるのかななんて思いますけれども、木野議長は確かに3回注意して、連続で、4回目は、次は始末書だよといって少し空いたんですけども。

ただ、今言ったように、副委員長、遠藤委員も言ったように、一般質問の認識もかくか

くおのおのいろんなのできる、できないとあると思うんで、やっぱり委員長が言うとおり、専門家を交えて、どういう表現の自由までなら許されるのかというのも、ひとつ勉強の機会としていいのかなと思うんです、やってみるのが。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

勉強会は必要かなと思っています。ただ、榊原議員には、やはりそういう何とか注意をするか、その辺も……

寺門委員 私は何であの場で目を我々が閉じなくては、指示されなくてはいけないんですかって。

(複数の発言あり)

委員長 全協でそれをやるよりは、先ほどからこの議運で話が出ているように、品位を持った質問とか、やはりそこはきちんとやって、ただ、これについては議長から再度注意をしていただけたとは思っています、これはやはりね。

副委員長 だって、市長も昔、県議会で歌ったということですよ。

遠藤委員 そうなんですよ。

委員長 だから、その辺はね、やはり質問の仕方にも、今日でも注意してもらって、品位を落とさないような質問でやっていただければと思います。ですから、そこは議長からももう一度注意はしていただければと。その声をきちんと受け止めて、あとは常に時代、時代の流れも変わってきておりますし、ですから、勉強というのにも必要だと私は思いますので、ぜひやりたいとは思っています。

副委員長 寺門委員はどういう気持ちで聞いていたんですか、そのとき。

(複数の発言あり)

寺門委員 いやいや、そうじゃないです。榊原議員の進め方のイメージも分かっているんですけども、やっぱり言うところはきちんと言わないと、やっぱりあれかなと。そのとき、後で会ったら少し言わなくちゃいけない場面があるのかなとそのとき思いました。

(複数の発言あり)

委員長 議運では、その辺で、議場の中ですから注意していただいて、仕方についてはきちんと進めていきたいと思っています。ありがとうございます。

では、続きまして、事務局、臨時会について説明をお願いします。

次長補佐 8月3日に全員協議会を予定していますが、執行部より議案の提出が予定されるため、臨時会を開催する予定になります。

当日なんですけれども、9時30分から議会運営委員会を開催いたしますので、皆さん出席よろしくお願ひしたいと思っています。

なお、明日なんですけれども、臨時会の通知を出しますので、ご確認いただければと思います。

よろしくお願いいたします。

委員長 8月3日に臨時会を開催するということですので、委員は9時半にお集まりいただいて、協議をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(複数の発言あり)

次長補佐 流れといたしましては最初に全協をやります。

全協をやって、臨時会の流れを説明、委員長報告となりますということで、その後、執行部から議案の説明があります。終わりましたら、臨時会を開催いたしまして、もう一度全協になります。

副委員長 さっきの遠藤委員の話はどこに入れるんですか。

次長補佐 臨時会が終わってからの全協……

副委員長 じゃ全協を3回やるということですか。

富山委員 2回。

委員長 最初と最後でね。

(複数の発言あり)

副委員長 何か昨日、図書館へ行ったら雨漏りの修理の費用を臨時会でお願いしましたと言われました。

次長補佐 補正の議案と契約関係を予定しています。

副委員長 この間の台風でやられちゃったらしいですよ、図書館。すごかった。

委員長 では、ほかに何かありませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、以上で本日の案件は終了いたしました。

活発な意見、いろいろとありがとうございました。今後とも議会運営委員会をよろしくお願いいたします。

以上で閉会といたします。

お疲れさまでした。

閉会(午前11時25分)

令和 年 月 日

那珂市議会議会運営委員会委員長